平成２１年（フ）第４７号
福島県白河市文珠山31番地18
債務者　伊藤　義明
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
福島県西白河郡西郷村大字真船字観音山３番地21
債務者　宗像　則夫
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第５８号
福島県西白河郡西郷村大字真船字観音山３番地21
債務者　宗像由美子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
福島県白河市中野山２番地149
債務者　福田　重男
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
神戸市北区花山東町２番16―106号
債務者　坂上　　毅
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８１号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番２―602号
債務者　内野　　剛
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０９号
神戸市灘区水車新田字宮坂111番地の１　メゾンドカスカード六甲103、従前の住所神戸市灘区鶴甲４丁目５番25―312号
債務者　長田千鶴子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２４号
神戸市長田区神楽町３丁目５番４号
債務者　高原　和美（旧姓三田）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３９号
神戸市中央区北野町２丁目11番３号
債務者　松田　陽一
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６４号
神戸市灘区鶴甲２丁目４番４―307号
債務者　佐藤　速人
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７０号
神戸市長田区御船通１丁目18番地
債務者　荒井　光子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３０号
佐賀県武雄市武雄町大字永島14396番地17
債務者　本山　真美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１５８号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡11242番地42
債務者　豊田　昌章
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１６０号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡8369番地１
債務者　小柳　隆弘
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１６１号
佐賀県西松浦郡有田町原明甲2473番地４
債務者　山城英治こと　崔　　永漢
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１６２号
佐賀県西松浦郡有田町原明甲2473番地４
債務者　山城順子こと　金　　英順
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１６４号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡10414番地
債務者　宮﨑　勝也
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１６５号
佐賀県伊万里市大坪町甲2468番地43
債務者　野中　千佳
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部